

盛岡広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年1月25日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 106号  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市築川第7地割67番4地先から川目第4地割7番1地先まで	新	A 78.2~9.0 m	m 3,620.0
		B 124.9~15.0	3,340.0
盛岡市築川第7地割67番1地先から川目第1地割115番35地先まで	旧	A 78.2~9.0	3,620.0
		B 87.5~16.5	3,340.0
盛岡市川目第6地割90番133地先から51番2地先まで	新	20.3~15.1	218.0
	旧	20.3~14.5	218.0
盛岡市川目第6地割71番1地先から73番1地先まで	新	28.9~15.8	125.3
	旧	28.5~15.2	125.3
盛岡市川目第6地割90番20地先から第7地割162番2地先まで	新	44.8~15.0	566.6
	旧	38.3~15.0	566.6
盛岡市川目第2地割22番5地先から第4地割76番2地先まで	新	55.5~12.2	2,265.3
	旧	55.5~12.2	2,265.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年1月25日から同年2月25日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 455号  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市上米内字赤坂1番26地先から字道ノ下27番3地	新	m	m

先まで		67.0~15.5	757.0
	旧	38.0~11.0	757.0
盛岡市上米内字赤坂14番6地先から字道ノ下4番5地先まで	新	51.0~16.8	422.1
	旧	33.0~13.4	422.1
盛岡市玉山区藪川字外山24番80地先から6番地先まで	新	101.5~15.5	1,680.7
	旧	41.6~12.4	1,680.7

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年1月25日から同年2月25日まで

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 盛岡大迫東和線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市川目第1地割124番11地先から根田茂第5地割22番5地先まで	新	A m 34.6~7.2	m 6,360.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第5地割22番5地先まで		B 232.5~14.5	5,311.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第7地割71番3地先まで		C 62.5~16.2	1,710.0
盛岡市川目第1地割124番11地先から根田茂第5地割22番5地先まで	旧	A 34.6~7.2	6,360.0
盛岡市川目第1地割124番6地先から根田茂第5地割22番5地先まで		B 232.5~14.5	5,311.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年1月25日から同年2月25日まで